２各分科会からのまちづくりの方向性の提言

（１） 市民生活分科会

【分科会として扱った主なテーマ】
コミュニティー、男女共同参画、人権、防犯、保健、医療、福祉、社会保障

将来かわごえ像(1)	提言施策(13)	事　　業(55)
①すべての市民が生きがいをもって、安心して、心豊かに暮らせるまち　グッドスマイルシティ	①川越市役所情報センター及び「ふれあいセンター」の設置	①川越市情報センター（重要） ②「東部ふれあいセンター」の早期建設（重要） ③「総合文化芸術ホール」の建設 ④小学校の空きスペースの活用 ⑤ボランティア・ＮＰＯの活用（重要）
	②自治会及び各種団体の組織の再構築と活用	①自治会の統廃合（重要） ②各団体・組織の再構築及び一元化（重要） ③高齢者の知的資源の活用（重要） ④コミュニティー活動の積極的な推進（重要）
	③人権擁護のための意識啓発・人権教育の効果的推進、各種条例の整備及び総合的相談体制等の確立	①意識啓発・人権教育の効果的推進 ②各種条例の制定 ③総合的な相談体制等の確立（重要） ④「心のケア-」のための施設の確保と内容の充実
	④児童虐待防止策	①ネットワーク強化及び啓発（重要） ②児童相談所の充実 ③児童相談員制度の設置（重要） ④児童養護施設の充実 ⑤ＮＰＯの育成
	⑤男女共同参画社会の実現に向けて、女性の政策決定現場への登用、自立支援、次世代育成支援対策の確立	①女性の政策現場への登用と能力活用支援事業（重要） ②女性の自立支援センターの設立（重要） ③仕事と育児の両立のための支援（重要） ④育児支援の確立（重要） ⑤安心して子供を生むことができる環境作り（重要）
	⑥少子化対策と子育て支援	①子育て支援施設の多数・多様な構築（重要） ②子育て支援専門家・アドバイザ-の採用と育成 ③中高生ベビーシッタートレーニングプログラム ④悩む親の特別支援プログラム ⑤他の様々な支援体制

⑦地域住民の自主防犯意識と自主防災意欲を高揚し、もって防犯・防災諸活動の積極的推進	①防犯・防災に対する啓蒙活動の積極的推進（重要） ②防犯パトロールの徹底（重要） ③自主防災組織の結成と訓練の実施（重要）
⑧青少年健全育成活動の推進	①「青少年を育てる地区会議」のより一層の活用（重要） ②行政主体による事業の明確化（重要） ③世代間交流の重要性
⑨行政を中心とした医療関係団体、医療機関とのネットワークの更なる強化	①監督機関の設立（重要） ②医療連絡システムの強化（重要） ③保健所の有効活用 ④医療関係団体への更なる協力要請（重要）
⑩地域の大病院（埼玉医大医療センター）の活用と障害者のための総合医療機関の設立	①患者紹介システムの確立 ②診断及び情報交換システムの確立 ③障害者専門の総合医療機関の設立（重要）
⑪障害をもった人も、もたない人も、仲よく暮らせる心のバリアフリーなまち	①親の意識改革と子供達の自立（重要） ②親亡き後の自立支援対策（重要） ③人権擁護（重要） ④制度をしっかり見直し育てましょう ⑤「地域住民センター」の設置（設置場所候補：霞ヶ関北小学校跡地）（重要）
⑫地域教育力強化のための教育改革と市民活動の活性化及び人員削減計画	①コミュニティーカレッジ（重要） ②学校運営協議会（重要） ③市民活動紹介見本市（重要） ④エコマネー導入実験（重要） ⑤人員削減計画（重要）
⑬社会保障制度が充実したまち	①国民年金の一本化と市民の保険料納付意識の向上（重要） ②国民健康保険制度の収納の確保と監視体制の強化（重要） ③介護保険制度の有効活用（重要） ④民生委員児童委員との連係プレー

①　総論提言シート　「すべての市民が生きがいをもって、安心して、心豊かに暮せるまち　グッドスマイルシティ」

(1)将来かわごえ像	すべての市民が生きがいをもって、安心して、心豊かに暮せるまち　グッドスマイルシティ

理由

“すべての市民が生きがいをもって、安心して、心豊かに暮せるまち、かわごえ!!”

少子高齢化が進む中、税収の減少は避けられず、地方分権化の中で行財政運営を常に見据えながら自己責任・自己防衛の時代に徐々に踏込み始めたと思える。このような中で行政は正しい情報を発信しながら、コミュニティーと協働しながら自立した地域社会の形成を目指すべきであり、そしてこのようなことを踏まえながら提言するものである。

「コミュニティー」

自治会組織が確立されており、それを基に市民としての自主性と責任を自覚し自発的に地域活動に参加し、行政との協働意識を高める。またコミュニティーの中には防犯、防災、青少年健全育成や地域福祉など、ほとんどのテーマが含まれてしまうが、さらにボランティアやＮＰＯ法人の活用で新たな展開や円滑な活動ができるようになると思われる。

「人権」「男女共同参画」

人が平和に暮していくためには、性別、人種、障害、疾病等に関する偏見や差別意識をなくし、すべての人が一人の人間として平等に扱われなければならない。

人権とは「人間であるということだけですべての人に法的に認められた権利である」。

ホンネとタテマエが巧みに使い分けられる日本社会では、男女共同参画ましてや人権意識の浸透は容易ではない。社会制度や文化全般が見直され、すべての人が共に平和に暮せるまち、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを提言する。

「防犯」

近年、地域住民の連帯意識が希薄になり、モラルの低下等により各種犯罪の多発しかも低年齢化、凶悪化している。また、台風、地震等の各種災害が頻繁におきている。地域住民の連帯の基に、自主防犯や自主防災の意識の高揚と促進を図り、市民生活の安全・安心を行政と協働しながら自己防衛のできる地域社会(コミュニティー)の確立が必要。

「保健」「医療」

健康で活き活きしたまちづくり。川越に住む全ての住民が、健康的で活き活きと生活するために、それぞれの年齢に応じた保健、医療に関するサービスの向上及び情報提供とそのシステムの充実を促進すると共に、各種相談に対するサービスの充実を図る。

「福祉」

措置制度から支援制度に、施設から地域福祉へと変わってきている。地域福祉を積極的に推進し地域を活性化するためには、高齢者、障害者、児童の間や障害者と健常者の間にあるバリアを除去し、すべての市民が心のバリアを外してお互いの間の交流を深める、仕掛けと仕組みが必要である。そのためには市当局として必要な施設を整え、市民の福祉活動を積極的に支援し、地域の中で安心し楽しく暮せる‘まち’をつくる必要がある。

「社会保障」

病気や貧困、老後の不安などを除くための国民の最低限度の生活を護るための制度であるが、医療費適正化、保険税収納率の低下、国民年金保険加入への促進の遅れ及び保険料納付の悪化などにより不安要因が益々増大し、財源の確保が難しい状況は今後一層拡大していくと思われる。行政は社会保障の充実を図るために収納率のアップを図ることは当然の義務であり、少子高齢化の中で他に財源を確保することも必要である。

(2)かわごえの現状

○良い所

・自治会ごとに集会所施設があり、地域住民の集会、会議、行事等に利用されている。また自治会連合会は独自の活動も見られる。
・行政からの広報は回覧等で各自治会を通して地域住民に伝達される。
・多くの団体、組織、そして地区社協などがありそれなりの活動をしている。
・「川越市男女共同参画推進条例」、「人権教育のための国連１０年計画」等の「人権」の視点に立った施策体系を定め、さらには今後の川越市民の福祉のための「第二次地域福祉活動計画」を定めて「ふれあい、助けあいの地域づくり」を目指すなど、人々が平和に暮せるまちづくりに努めている。
・同和対策を中心に、女性・子供・障害者等に関する人権意識高揚のための各種の意識啓発事業や学校教育・生涯学習の場等においての人権教育に努めている。
・川越市は先人の輝かしい偉業により、郷土の伝統と清潔な環境とが維持さ

れ、現時点では比較的凶悪犯罪も少ないほか、幸いにも台風や地震等の災害の被害も生ずることなく平穏である。
・平成１５年度から中核市がスタートし、保健所が市の管轄になり総合的な保健活動が可能になった。４０歳以上の健康診査及び乳幼児健診の充実、６歳までの医療費（自己負担）の免除などが実施されている。
・川越市では平成１６年度予算では民生費を２６％計上し、「福祉の川越」を実践している。福祉制度が変わる中、行政として積極的により一層の支援をお願いしたい。
・現在の市の財政状況はそれほど悪くない。
・介護保険サービスなどの拡充がなされている。

×悪い所

・アパートや賃貸物件に住んでいる世帯の自治会への加入率が低い。
・自治会長の力量により自治会活動に差がありすぎる。また、各小学校区には数多くの自治会があり、世代間交流などのイベントや行事等に家庭や学校を含めた地域の一体性に欠ける。
・各情報が入り乱れ、一貫性がない。また、団体・組織がたくさんあり、活動がばらばらで横のつながりがない。
・同和問題に関しては、依然として差別意識の解消が十分ではない。また、女性・子供・障害者・高齢者・外国人等に関する人権意識啓発活動、教育事業は歴史も浅く、必ずしも効果的に実施されていない。さらに、児童虐待、ＤＶ、インターネット等による人権侵害は対応が難しい面もあり十分な対応がなされていない。
・犯罪も災害も少ない点が逆に欠点に繋がり、全般的に昔から市民の日常生活に深く浸透している為、防犯や防災意識に乏しく、未然に犯罪や災害を防止する意欲が不十分なところがある。
・各健診等のＰＲ不足、予防接種日程の少なさ、夜間の小児救急医療機関の不足など、市と医療機関等との連携が満足にいっていない。
・「すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と障害者基本法の基本理念に述べられているが、現実にはタテ割り行政の下で高齢者、障害者、児童に対する施策がばらばらで、各グループ間でもお互いに交流がない。
・タテ割り行政組織の下で過剰な組織や人員配置が見受けられる。業務の民間委託（アウトソーシング）がまだ十分活用されていない。
・社会保障制度が国民年金未加入者及び収納率の低下などにより根底から覆されそうな時代になってきている。

(3)将来かわごえ像を実現するための知恵（施策）

① 川越市役所情報センター及び「ふれあいセンター」の設置
② 自治会及び各種団体の組織の再構築と活用
③ 人権擁護のための意識啓発・人権教育の効果的推進、各種条例の整備及び総合的相談体制等の確立
④ 児童虐待防止策
⑤ 男女共同参画社会の実現に向けて、女性の政策決定現場への登用、自立支援、次世代育成支援対策の確立
⑥ 少子化対策と子育て支援
⑦ 地域住民の自主防犯意識と自主防災意欲を高揚し、もって防犯・防災諸活動の積極的推進
⑧ 青少年健全育成活動の推進
⑨ 行政を中心とした医療関係団体、医療機関とのネットワークの更なる強化
⑩ 地域の大病院（埼玉医大医療センター）の活用と障害者のための総合医療機関の設立
⑪ 障害をもった人も、もたない人も、仲よく暮らせる心のバリアフリーなまち
⑫ 地域教育力強化のための教育改革と市民活動の活性化及び人員削減計画
⑬ 社会保障制度が充実したまち

Ⅰ　各論提言シート

提　言 施策名	①　川越市役所情報センター及び「ふれあいセンター」の設置	分科会名	市民生活 分科会
理　由	市、県、国、警察署、消防署などの情報を一箇所にまとめた情報発信基地を設置し、何時でも何処でも取り出し活用できる。各地域のコミュニティー施設には必ず機器を設置する。		
現　状	いろいろな情報が全てばらばらで、問い合わせに対しても明確な対応ができない。特に一般市民は警察、国、県などの情報は新聞やテレビでしか情報を得ることができない。		

具体的な提言の内容

No.	事業名	詳細(実施主体)	実施時期
1	川越市情報センター(重要)	川越市情報部なるものを設け、行政関係の全ての情報を一括管理し、パソコンなどで何時でも何処でも閲覧できるようにする。(国、県、市、警察署、消防署など)	中期
2	「東部ふれあいセンター」の早期建設(重要)	コミュニティーの中心施設。各支会には公民館しか無いところもあり、現況では大規模会議や行事など、他の施設を借用しなければ運営できない地域（特に東部）もあり、早期に実現する事が望ましい。 また情報センターの端末機の設置もする。(市)	短期
3	「総合文化芸術ホール」の建設	市民会館は老朽化し、実情に合わない。一流の文化・芸術を堪能できるホールを建設する事が望ましい。(市・県)	長期
4	小学校の空きスペースの活用	小学校区を一つの単位としたコミュニティーの形成。地域住民の活動の場とする。児童・生徒と触れ合いの機会を学校とタイアップしながら多くする。青少年健全育成にもつながる。 以上の施設にも情報を見聞できる機器を設置。(市・市民)	短期

5	ボランティア・ＮＰＯの活用（重要）	地域の核施設（公民館やふれあいセンター）にボランティア登録をし、またそれを情報センターに載せ各種活用する。 様々なＮＰＯ法人を立ち上げ地域活動の活性化を図る。（市、市民）	短期継続

【提言シート記載上の注意事項】

注１　「事業名」欄は、施策を実施するための具体的な事業のタイトル、特に重要なものについては、末尾に（重要）等と記載しています。

注２　「詳細」欄は、事業の内容とその実施主体（市、市民、民間団体、企業等）を記載しています。

注３　「実施時期」欄は、短期（１～２年以内着手）、中期（5 年以内着手）、長期（10 年以内着手）等を記載しています。

II　各論提言シート

提　言 施策名	②　自治会及び各種団体の組織の再構築と活用	分科会名	市民生活 分科会
理　由	小さな自治会を統廃合してコミュニティーの核とする。行政には様々な団体・組織があるが、これらを再構築し市民が活動内容を明確に把握できるようにする。		
現　状	各自治会の世帯数には差が大きくあり、世帯数によって活動内容が大きく異なる。市や警察署には似たような団体・組織が数多くあり市民に活動内容が見えないものが多い。		

具体的な提言の内容

No.	事業名	詳細(実施主体)	実施時期
1	自治会の統廃合(重要)	各自治会の世帯数を見直し、コミュニティーの核となるようにし一つの小学校区に４～５の自治会とする。 またコミュニティーの基本は小学校区とする。(市民・市)	中期
2	各団体・組織の再構築及び一元化(重要)	行政(市・警察署・消防署・社協など)には似た様な団体・組織などが多数存在し活動などが把握できないもが多い。それらの団体は統一し活動内容を明確にする。 また、報奨金・補助金廃止する。(市・警察署・消防署・社協・市民)	短期
3	高齢者の知的資源の活用(重要)	少子高齢化、老齢人口の増加が税収の減少、医療費の増大を招いている。各支会で高齢者の健康増進及びシティカレッジや公民館の講座、学校の課外活動に積極的に活用及び参加させる。(市・市民)	短期

4	コミュニティー活動の積極的な推進(重要)	税収の伸びが期待できない中で行政に何でも押付けて問題を解決してもらうことや、サービスの提供を受けることは難しい時代に入る。身近な問題は行政と協働して筋道をたて、自立を図って行く。 また行政は自治会やコミュニティーに対しそのような方向付けを図るべきである。 自治会やコミュニティーは地域の行事などに積極的に住民を参加させ、地域の活性化を促し、防犯パトロールや自主防災組織、青少年健全育成活動などを推進して行く。 また市民は自己責任・自己防衛の意識を持つことも必要である。(市、市民、市民団体、企業)	短期

III　各論提言シート

提　言 施策名	③　人権擁護のための意識啓発・人権教育の効果的推進、各種条例の整備及び総合的相談体制等の確立	分科会名	市民生活 分科会
理　由	人権擁護を図るためには、まず継続した意識啓発・人権教育の効果的な推進によって人権意識を涵養し、次に人権施策を効果的に実施するための基本方針、市、民間、市民等の責務、実施計画等を具体的に規定した条例を制定し、さらに、人権問題に苦しむ市民のための総合的な相談体制等の確立が必要である。(市民生活分科会･各論提言シート末尾の資料参照)		
現　状	長い歴史をもつ同和問題に関しても、依然として差別意識等は解消されていない。また児童虐待、ＤＶ等の事例は各地で増加し、解決の難しさが指摘されている。児童虐待防止法、ＤＶ防止法はできたがそれを支える体制はいまだ不十分である。 市では、「人権教育のための国連１０年川越市行動計画」を基に各種人権施策を実施しているが、必ずしも効果的かつ体系的に実施されていない。		

具体的な提言の内容

No.	事業名	詳細(実施主体)	実施時期
1	意識啓発・人権教育の効果的推進	ア　全戸配布の「広報川越」の効果的活用 イ　家庭教育、学校教育、生涯教育の場での人権教育の充実 ・家庭教育における躾や、道徳心の涵養の推奨 ・教育のマンネリ化を防ぐため「参加型教育」の充実 ウ　人権関係者と一般市民が参加して、色々な体験を共有し合える「総合発表会」の定期的な開催 (市、市民、民間団体、企業等)	短期
2	各種条例の制定	ア　仮称「人権が尊重される川越市をつくる条例」 イ　仮称「川越市子どもの権利に関する条例」等 (市、市民)	短期

3	総合的な相談体制等の確立(重要)	ア　２４時間体制の「人権相談総合センター」の設立及び「人権関係機関のネットワーク」の確立 イ　「心」の治療のための市民病院、ケアセンターの設置、「ひきこもり」の自立職業訓練センター等の設置、ＤＶ用のシェルターの確保 ウ　市独自の「人権擁護委員」制度の創設、ケアーに関する市独自のユニークな人材の育成(市、市民)	短期
4	「心のケアー」のための施設の確保と内容の充実	少子高齢化社会の中で生きることにつまずき、孤立、孤独の中にいるとき、一人で悩まないで「電話」や「パソコン」などのメディアを使って心と心を触れ合わせ「生きる」ことへの支援及び仲間作りの拠点の確保が絶対に不可欠。 交通、文化の拠点である川越に「埼玉いのちの電話・川越分室」の設置。電話やパソコンのメール及びチャットによる相談。相談員養成の為の施設の確保。活動に際しての資金確保に必要なネットワーク作り。 「心のケアー」が社会生活を健全に営んでいくためには、今後ますますなくてはならないものであることの認識を高め、理解を深めていくための研修施設の確保と充実。(県、市、市民、市民団体、企業)	短期

Ⅳ　各論提言シート

提　言 施策名	④　児童虐待防止策	分科会名	市民生活 分科会
理　由	児童相談所における児童虐待の処理件数は、児童虐待防止法が制定された 2001 年以降、全国で 24,000 件弱となっており、単純に人口割すると、川越市でも年間 60 件、その周辺に存在する暗数等を考えると、各自治会内で毎年 1 件から数件は児童虐待案件が発生しているおそれがある。 いままでも児童虐待は存在していたが、認知されていた件数が少なかったものと思われる。子どもの権利の保護、将来の日本の担い手育成ということを考えると、早急な対応が必要である。		
現　状	埼玉県の機関である児童相談所が対応することとなっているが、人的な資源不足･体制不備などから、十分な対応ができていないとの批判も強い。また、その後の虐待児童の保護をはかるべき児童養護施設なども、施設が物理的に収容限界に来ており、物的人的両面から十分な対応が困難となりつつある。 川越市の組織としては、関係諸機関からなるネットワーク会議があり、児童民生委員等を中心に取組みがすすんでいるが、一般への児童虐待問題の早急なる対応の必要性への認識の浸透はまだまだである。		

具体的な提言の内容

No.	事業名	詳細(実施主体)	実施時期
1	ネットワーク強化及び啓発（重要）	児童民生委員などと川越市の諸機関･児童相談所･児童養護施設などのネットワーク強化及び教師･医師･一般市民への虐待通告制度の理解をすすめるための啓発。（県、市、市民団体、市民）	短期
2	児童相談所の充実	児童相談所の増設と人的体制の強化。（県、市）	短期
3	児童相談員制度の設置（重要）	児童相談所の不足を補う。児童民生委員などのネットワークのセンターとなり、かつ、市民啓発事業の主体となりうる、プロフェッショナル数名からなる。 児童相談所におけるケースカンファレンスにも出席する。（市、市民団体、市民）	短期

4	児童養護施設の充実	児童養護施設の人的･物的設備の拡充と充実。（県、市）	中期
5	NPO の育成	虐待児童の保護活動を行う NPO の設立と育成。（市、市民団体、市民）	短期

Ⅴ　各論提言シート

提　言 施策名	⑤　男女共同参画社会の実現に向けて、女性の政策決定現場への登用、自立支援、次世代育成支援対策の確立	分科会名	市民生活 分科会
理　由	男、女という性別からくる差別をなくし、お互いに自分を十分に活かし、輝ける人生が送れるようなまち 川越 を希望する。また、家族、地域、行政、企業などが連携し、安心して子供を生み、健全な子育てができるまち 川越 にしたい。		
現　状	男女共同参画社会や次世代健全育成を目指し、条例や行動計画などは整いつつあるが、実際身近なものとして実現に至っていない。		

具体的な提言の内容

No.	事業名	詳細(実施主体)	実施時期
1	女性の政策現場への登用と能力活用支援事業（重要）	政策決定の場への積極的に登用、企画に採用し、ならびに女性の能力活用支援事業の推進。（県、市）	短期
2	女性の自立支援センターの設立（重要）	経済的自立のための支援を目的とする。 ・相談窓口、技術資格の習得、企業との協力体制。 ・男女の賃金格差の是正。（市、企業）	短期
3	仕事と育児の両立のための支援（重要）	・昼間、夜間の保育の充実。 ・放課後児童対策の環境整備と充実。 ・男性の育児休業取得の推進。（市、企業）	短期
4	育児支援の確立（重要）	・子育てアドバイザー、ファミリーサポーターの養成ときめ細かい配置及びネットワーク作り。 ・子供の豊かな遊びと体験の場の充実。（市、自治会、市民団体）	短期
5	安心して子供を生むことができる環境作り（重要）	・出産費、育児養育費、医療費の援助、不妊治療の保険化。 ・専門的な小児病院の設立。 ・子供を生み、育てることの重要性や喜びの教育。（市、地域、学校、市民団体）	中期

Ⅵ　各論提言シート

提　言 施策名	⑥　少子化対策と子育て支援	分科会名	市民生活 分科会
理　由	「子どもを抱いたり、子どもを触ったのは自分の子が初めて」という母親は 50%以上、子育てに不安をもつ母親は 7 割といわれ、日本では親が孤立化していっており、それが何かの事件へとつながる危険もはらんでおり、早急なる体制充実が必要である。		
現　状	児童館は駅前に一つであり、保育所の子育て支援機能も十分活用されず、身近には相談できる相手もいないままとなっている。このような状況のもとで子育て不安を持つ親の気持ちに十分に応える体制はまだまだ不十分といえる。 また、子育て支援の専門家（保育士･看護士･セラピスト･社会福祉士など）が地域内に十分存在しておらず、子育ての相談に乗れる人的資源の整備もすすんでいない。中高生の子育て体験等の整備も不十分な一方、ベビーシッターなどの数も少なく、親がリラックスできる機会がもてない。		

具体的な提言の内容

No.	事業名	詳細(実施主体)	実施時期
1	子育て支援施設の多数･多様な構築 （重要）	ｱ. ドロップインセンター：徒歩圏内にひとつ（小学校区内に複数）。個人宅を利用する等。就学前児童、特に新生児から三歳児以下の子どもを持つ母親が気軽に子育ての相談をできるような場所。 ｲ. 児童館：3 小学校区にひとつ前後の割合。児童に遊びを通じた成長の機会を提供すると共に、子育て支援の拠点としての機能を提供。 ｳ. 保育所（公民館と提携）：一時的保育･リフレッシュ保育などと共に、子育て支援の拠点としての機能を提供、公民館との連携が必要。 ｴ. 公民館（保育所と提携）：子育て相談･子育て中の親のグループづくり及びその支援などの、子育て支援拠点としての機能を提供、保育所連携が必要。	短･中期

		ｵ. 外国人･障害を持った児童など：外国人の親や障害を持った児童の親が交流でき、子育て支援の拠点となりうる特色ある施設。 ｶ. 子育て支援電話相談窓口の開設：２４時間制で、不安にかられる子育て中の親が相談できる体制の確立。 （市、市民団体、企業、市民など）	
2	子育て支援専門家･アドバイザーの採用と育成	子育て施設の担い手等となりうる専門家（保育士･看護士･セラピスト･社会福祉士など）を採用、育成。子育て経験者の中から一定の研修を経て子育て支援ができる能力を持った人材の育成。（市、市民団体、企業、市民など）	中期
3	中高生ベビーシッタートレーニングプログラム	若年層に育児経験を持たせると共に、ベビーシッターを増やし、母親のリラックスを可能にする。（市、市民団体、市民）	中期
4	悩む親の特別支援プログラム	地域の母親の自主サークルやいままでみてきた子育て支援の場に調和できず、子育て放棄、あるいは虐待にまでつながりかねない母親たちの支援活動。実態把握と家庭訪問相談、可能ならグループ支援。（市、市民団体、市民）	短期
5	他の様々な支援体制	ｱ. 子育て支援サポーター制度：各自治会単位で、地域住民が子育てを支援する制度を確立。 ｲ. 父親学級の開催：父親の子育てについての役割の認識強化とその実践にむけた研修。 ｳ. 情報提供システムの整備：施設･制度の利用を容易に。 （市、市民団体、企業、市民）	短･中期

VII　各論提言シート

提　言 施策名	⑦　地域住民の自主防犯意識と自主防災意欲を高揚し、もって防犯・防災諸活動の積極的推進	分科会名	市民生活 分科会
理　由	警察や市と地域住民が連帯して各種諸犯罪の発生を防ぎ撲滅する。何時・如何なる規模の災害にも耐え得る防災体制を確立するため。		
現　状	近年特に社会全般的にモラルの低下、不良外国人の激増、景気低迷による生活苦等々の要因により、殺人・強盗・放火等の凶悪犯罪のほか、「振り込み詐欺」等、多発傾向にある。 また青少年の犯罪の増加や凶悪化がクローズアップされている。そのうえ最近では台風や大地震等の被害が各地で頻発しているが、市民の防災意欲、防災対策は未熟である。		

具体的な提言の内容

No.	事業名	詳細(実施主体)	実施時期
1	防犯・防災に対する啓蒙活動の積極的推進(重要)	全自治会に対して回覧板の活用及び「広報川越」で徹底を図るほか、講演会、シンポジウムを随時開催し、市民一人一人が自己責任において積極的に諸犯罪の防止、防災意欲の醸成を図る。(市、市民、市民団体、企業)	短期
2	防犯パトロールの徹底(重要)	市、警察、学校、市民団体及び企業などが市民と一体となり、定期的な防犯パトロールの積極的な推進と実施。自己防衛の時代を迎えていることの認識を徹底させ、それぞれの団体や組織が連携をとりながら地域に目を向け、安全で安心して、心豊かに暮せるまちを目指す。 また近年、幼児や児童を狙った犯罪が多発傾向にあるので、特に下校時は道路に出て目を光らせる行為を地域全体で行うことも重要なことである。(行政全体、市民、市民団体、企業等)	短期

3	自主防災組織の結成と訓練の実施（重要）	川越市の自治会内での自主防災組織の結成率は３０％程度であるが、早急に全自治会での組織の結成を目指す。 定期的に隣接する地域と一体となった防災訓練を実施しながら、地域住民と行政の連携を確立しておく。避難場所の確認や災害備蓄庫の点検を市民と行政で行う。（市民、市、消防署、警察署、企業）	短期

VIII　各論提言シート

提　言 施策名	⑧　青少年健全育成活動の推進	分科会名	市民生活 分科会
理　由	川越市地域に限る問題でなく、我が国全体として刑法犯検挙や補導される青少年は全体の半数近くに達しつつあるほか、街頭犯罪は８割以上を占めている。 今後も益々低年齢化、凶悪化傾向が予想されるため、日本の将来を担うべき青少年に対する心身ともに健全な人間作りの為。		
現　状	現代社会における青少年があらゆる面で地域社会環境の強い影響を受けつつあり、その結果、つい娯楽的安易な方向に走りがちになり、自ら進んで我が身を鍛えようとする意欲に欠け、いわゆる自分に厳しく他人に優しくという精神に欠け、ために今後益々青少年犯罪は低年齢化、凶悪化傾向が急速に進行することが予想される。		

具体的な提言の内容

No.	事業名	詳細(実施主体)	実施時期
1	「青少年を育てる地区会議」のより一層の活用（重要）	近年、家庭・学校・地域共に、青少年が「耐えること、協力すること、ゆずること、いたわること、尊敬すること」などの意欲、機会、慣習が乏しい傾向にあり、また核家族化しそれらが顕著に現れている。 家庭・学校・地域が連携しスポーツや芸術、ボランティア活動などを青少年と積極的に行い、そして地域の行事等を通じこれらの気概を醸成する。（市、市民、市民団体）	短期
2	行政主体による事業の明確化（重要）	行政は学校、家庭や地域に青少年健全育成に励めと声をかけるだけでなく、「地域子どもサポート推進事業」などのように官・民一体となった取り組みに積極的に関与し実行する。（市、学校、市民、アドバイザー、企業など）	短期 継続

3	世代間交流の重要性	地域行事を行うにあたっては、子どもや高齢者を必ず参加させ、地域の中で生活していることを常に実感させる。 また子どもたちは大人の顔を、大人たちは子どもの顔を見て何処の子であるか識別できることも大切である。 子どもたちは家庭だけでなく地域の宝でもあり、地域全体で健全な育成をする。（地域、市民）	継続

IX　各論提言シート

提　言 施策名	⑨　行政を中心とした医療関係団体、医療機関とのネットワークの更なる強化	分科会名	市民生活 分科会
理　由	住民の健康増進を図るためには、行政を中心とした医療関係団体や医療機関との連絡・調整システムを確立すると共に、これらの機関との更なる協力体制を整える必要がある。		
現　状	保健事業に関しては、他市と比較して充実はしているものの、現在行政からの委託によって、各医療関係団体が行っているように、独自の事業に近い形態であるため、総合的な観点からするとやや不十分な点が見受けられる。		

具体的な提言の内容

No.	事業名	詳細(実施主体)	実施時期
1	監督機関の設立(重要)	健診等が医療機関に丸投げになっているので、それを統括、監督する機関が必要。（市、医療関係団体）	短期
2	医療連絡システムの強化（重要）	行政が中心となって、関係機関との連絡システムを確立すると共に、定期的な意見交換を行う。（市、医療関係団体）	短期
3	保健所の有効活用	市民のニーズに合った、川越独自の保健活動。（市、市民、医療関係団体）	短期
4	医療関係団体への更なる協力要請（重要）	医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係団体に対し、当番医の増強依頼。（市、医療関係団体）	短期

X　各論提言シート

提　言 施策名	⑩　地域の大病院（埼玉医大医療センター）の活用と障害者のための総合医療機関の設立	分科会名	市民生活 分科会
理　由	住民の健康を増進するためには、地域の大きな医療機関と個人医療施設との連携が密であることが望ましい。そこで、市内の大きな病院との連携を密にすると共に、診断やアドバイスのシステムを確立する必要がある。 また、障害者の健康を増進するためには、一般の医療機関とは別に障害者の総合医療機関の設立をする必要がある。この機関は医療行為を行うばかりでなく、その後の医療機関への紹介を行っていくことによって、障害者の医療が充実するものと考える。		
現　状	市内に点在する、多くの個人医療施設では対応できないような医療行為を必要とするケースが度々見受けられる中で、許容範囲があるものの、それを受け入れる医療機関との連携が確立されていないのが現状である。 障害者に対する専門医療機関もなく、障害者が受診しても受け入れをしている医療機関が限られている。		

具体的な提言の内容

No.	事業名	詳細(実施主体)	実施時期
1	患者紹介システムの確立	個人医療施設からの紹介ルートを確立し、地域病院と個人医療施設との連携を図る。（市、医療関係団体）	短期
2	診断及び情報交換システムの確立	大きな病院と個人医療施設との情報交換を促進するために、インターネットによる連絡を可能とする。（市、医療関係団体）	短期
3	障害者専門の総合医療機関の設立（重要）	行政が中心となって、障害者専門の一次医療機関（できれば３～４ヶ所）を設立し、医療行為と共に医療機関の紹介を行う。（市、市民、医療関係団体、福祉団体）	短期

XI　各論提言シート

提　言 施策名	⑪　障害をもった人も、もたない人も、仲よく暮らせる心のバリアフリーなまち	分科会名	市民生活 分科会
理　由	障害をもつ高齢者、知的・身体障害者、児童の間および障害者と健常者の間の交流を促し、障害者に対する世間の関心と共感を高め、心のバリアフリーなまちをつくる。 そのための施策として障害者自立支援センターを設置し、地域の福祉諸施設とのネットワークを組んで、障害者間および障害者と健常者間の積極的交流を演出する。		
現　状	現在障害者はタテ割り行政により互いに隔離され、健常者とも触れ合えず、それぞれ孤立した生活を送っている。		

具体的な提言の内容

No.	事業名	詳細(実施主体)	実施時期
1	親の意識改革と子供達の自立（重要）	地域福祉の政策の変わる中、親の意識を変え、親として障害者の自立を考え、親離れ、子離れしても障害者が地域の中で安心して暮せる生活を積極的に支援する事が必要。（市、地域、市民）	継続
2	親亡き後の自立支援対策（重要）	地域で暮せるグループホームの設置。公営住宅で暮せる住宅制度が必要。 県営・市営等の、障害者の自立に必要な職業能力開発と支援体制の整備による強力な雇用促進を行うこと。福祉作業所の充実を図ること。（県、市、市民、企業）	短期
3	人権擁護（重要）	障害者や高齢者の人権を護るために障害者及び高齢者虐待防止法を制定すること。国連「障害者権利条約」決議と障害者差別禁止法を実現する事が必要である。 事件の被害者、加害者となり得るこの人達の人権を護るためには、一番身近な家族の温かい支えと地域の人々の良き理解により、一生にわたる継続した支援が必要である。（国、県、市、地域、企業、市民）	短期 継続

4	制度をしっかり見直し育てましょう	利用者主体の制度にするために、家族も障害者も勉強し、行政や地域社会に訴える運動を、地域の福祉団体に入会して皆で活動する。（市、地域、市民）	継続
5	「地域住民センター」の設置（設置場所候補：霞ヶ関北小学校跡地）（重要）	ディサービスセンター、地域包括障害者支援センター、サロン、講座、世代間交流の場の場をオフィス建物に収容し、運動場、体育館を含めて公設民営で運営する地域住民センター。（市、市民団体、学校、企業･商店、市民）	短期

XII　各論提言シート

提　言 施策名	⑫　地域教育力強化のための教育改革と市民活動の活性化及び人員削減計画	分科会名	市民生活 分科会
理　由	２１世紀の川越の発展を担う広い視野と専門知識を備えた地域に根ざした高等教育機関・コミュニティーカレッジが必要である。 小・中・高校における地域と学校の共同運営による教育の質の向上が求められる。 また、地域活性化のためのボランティアやＮＰＯ等市民活動の奨励と支援。市民相互の助け合いを助成するエコマネー・システム開発の検討。		
現　状	・コミュニティーカレッジが存在しない。 ・学校と地域の協働関係がない。 ・ボランティア活動やＮＰＯ活動に関する情報の入手が容易ではない。 ・市民相互の付き合いを助成するシステムがない。		

具体的な提言の内容

No.	事業名	詳細(実施主体)	実施時期
1	コミュニティーカレッジ(重要)	２１世紀に即したグローバルな知識と視野、先見性、高潔性を兼ね備えた新しいタイプのリーダーが川越市の発展のために求められている。リーダー養成の為の市立大学の開設が必要。(市・市民)	中期
2	学校運営協議会（重要）	学校と地域の共同による学校運営を通して、児童・生徒の教育の質的向上を図る。（市・市民）	中期
3	市民活動紹介見本市（重要）	市内の施設を使って定期的に市民活動団体の参加による（産業見本市に類似した）見本市を開催し、市民に活動をアピールする機会を提供。（市・民間団体）	短期
4	エコマネー導入実験（重要）	エコマネーに関する情報収集等の調査活動、市民の啓蒙活動と市民イニシアティブの喚起等エコマネー導入の準備と実験を公民協働により実施。（市・市民団体・市民）	中期

5	人員削減計画（重要）	民間企業では人員削減による経営合理化が進んでいる。川越市においてもそれに準じた経営合理化を実施すべきである。 市行政機関や関連機関に勤務する正職員やそれに準じる待遇を受けている職員の人数を総合計画期間（10 年）に最低30％削減する。削減の内 2％を障害者雇用として使う。（市）	中・長期

XIII　各論提言シート

提　言 施策名	⑬　社会保障制度が充実したまち	分科会名	市民生活 分科会
理　由	少子高齢化社会を向かえ、労働人口が減少する中で、市民が安心して生活できるセーフティネットを整備する必要がる。そのために民間企業や市民団体のエネルギーを活用し、支援する制度を整備することが求められる。		
現　状	年金･健康保険制度は増大する支出を賄い切れず、現状のまま行くと破綻が目に見えている。中核市川越の社会保障制度に対する独自の姿勢が見えてこない。		

具体的な提言の内容

No.	事業名	詳細(実施主体)	実施時期
1	国民年金の一本化と市民の保険料納付意識の向上 (重要)	国民‘皆’年金制度の確立を早期に実現し、収納率 100%を達成しないと年金制度は破綻する。 中央政府に対して年金制度の一本化を強力に要請すると共に、市民に対しても（世代間の）相互扶助的保険制度に関する認識を深め、かつ保険料納付に対する社会的責任を自覚させるべく、広報活動を市民団体等と協力して展開する。（政府、県、市、市民団体、市民）	短・中期
2	国民健康保険制度の収納の確保と監視体制の強化(重要)	収納の確保を徹底的に行いつつ、医療ミスや医療費の適正支出に対する監視を強め、健康保険制度の健全運営を確保するため、市民団体等による公正な監視活動を奨励し、それら団体や活動に対して積極的に支援する。（市、市民団体、市民）	短期

3	介護保険制度の有効活用（重要）	介護保険制度の給付額は総合計画期間中に現在の約２倍に膨れ上がることが予想される。介護予防対策と介護保険周辺サービスの充実のため民間企業や市民団体の活動を積極的に支援する制度を整備する。（市、市民団体、企業、市民）	短期
4	民生委員児童委員との連係プレー	高齢者人口が増す中で核家族の流れも止められず、またマンションのような閉鎖的な住居が増えていることから、独居老人の孤独死が報じられる今日、民生･児童委員との更なる連携が必要である。（市、市民、市民団体）	継続

資料（補足説明）

1 各論提言に伴う資料（補足説明）の添付理由

財政難と地方分権化、高齢社会・出生率減少社会、国際化などといった構造変化のなかで、地域の自立と活性化を生み出し住民に希望のもてる社会を造りだしていくためには、地域住民の知恵を借りていくのが極めて重要な時代に入っている。

そのため、この度の川越市の基本構想作成に当たっても「市民会議」制度が設けられたものと思われる。しかしながら、市民会議の委員の意見を集約するに当たっては、委員からの積極的な要望は多岐にわたり、「市民生活分科会」に割り振られた紙数の各論の部 10 枚程度では、個別の提言の項目を列記する程度にとどまり、分科会・市民会議での各項目に込められた意見が必ずしも十分に伝わらないと判断されるため資料（補足説明）として添付したものである。

2 資料（補足説明）の内容

(1)提言の項目

（人権擁護のための）各種条例の整備

(2)提言の理由

平成 11 年 7 月の地方分権一括法の公布以来、国と地方自治体との関係は正しく対等・協力の関係となり地方自治体の自己決定・自己責任の領域は飛躍的に拡充され、分権時代の到来がいわれている。その中にあって、自治立法である「条例」が政策実現の手段として大いに活用されつつある。

条例は地方自治体の最高法規として、行政当局、議会、市民のすべてが遵守すべきものである。目指すべき行政の在り方や地域社会の姿を明確化して体系的かつ効率的に政策を実現するためには条例の整備が効果的である。

特に人権施策はその意味する範囲は広く、市行政の多くの分野に関連するため体系的な実施のためには条例の整備が不可欠である。

3　提言の内容

（1）条例の種類

① 仮称「人権が尊重される川越市をつくる条例」

② 仮称「川越市子どもの権利に関する条例」

③ 仮称「川越市ひとにやさしいまちづくり条例」

（2）条例の概要

人権擁護関係の条例は「誰の人権を、誰が、どのようにして守るのか」等を明確に規定する必要がある。

① 仮称「人権が尊重される川越市をつくる条例」の規定項目

ア　人権は権利であるとともに義務を伴うことの明記

イ　条例の趣旨、或いは目的や目標

ウ　市、企業、市民等の責務

エ　人権施策の基本計画の策定、人権施策と市行政の他の施策との整合

オ　権利の内容、擁護方法

カ　市民が参加した「審議会」の設置及び人権の保障状況の検証

（すでに条例を整備している自治体には、三重県、滋賀県などがある）

② 仮称「川越市子どもの権利に関する条例」の規定項目

ア　目的、市・市民・事業者等の責務、子どもの権利の日等の総則

イ　子どもの権利の具体的な内容

ウ　子どもの参加、相談及び救済

エ　子どもの権利の保障状況の検証

（すでに条例を整備している自治体には、川崎市、川西市などがある）

③ 仮称「川越市ひとにやさしいまちづくり条例」の規定項目

ア　目的、市・市民・事業者等の責務

イ　推進計画、広報活動の充実

ウ　就業機会の確保、保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供、ボランティア活動の促進

エ　市の施設、事業者の施設等の高齢者・障害者等へ配慮した施設の整備

オ　市民が参加した「審議会」の設置及び施策の実施状況の検証

（すでに条例を整備している自治体には、三重県、上越市などがある）

4 パブリック・コメント制度の導入

パブリック・コメント制度は、重要あるいは基本的な政策の策定にあたって、原案や政策の趣旨を公開して、住民から意見及び情報の提供をうけ、これを踏まえて最終決定をするとともに、住民から提供された意見等の概要やこれに対する行政側の考え方等を公表して行政を進める手続である。

現在、川越市においてはこのパブリック・コメント制度は市民に法的に保障されていないが、人権擁護の問題がすぐれて市民一人ひとりの意識にかかわる問題であることを考えれば、人権関係の条例の整備に当たっては、このパブリック・コメント手続により広く市民に人権問題に関する関心を喚起する必要がある。この場合に手続として重要なことは、

① 具体性があること。

「特定された案件」について「行政側が具体案を公表」し、意見を求めるものであること（住民側にどんな意見が求められているのかが明確であること）。

② 統一性・義務性があること。

手続きの対象や方法等に関する一定の統一的なルールが定められ、一定の場合に行政側に手続きの実施を義務づけるものであること（行政側と住民側の意見のやり取りに一定のルールがあること）。

③ 双方向性・応答義務があること。

提出意見に対する行政側の考え方を理由とともに公表すること（双方向性）、及びそれが義務付けられていること。